

◎就学奨励費の概要

1 就学奨励費とは

特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、所得額・需要額に応じ、就学のために必要な経費について国と県がその一部を負担・補助するように法律等で定められています。これを就学奨励費といいます。

就学奨励費は、子供たちの学校での生活を充実させるものです。制度の趣旨に沿うように御協力をお願いします。また、虚偽の申告があった場合は、就学奨励費の認定が取り消される場合がありますので、各書類は正しく記入してください。

2 支給対象となる経費

学校給食費、通学費、職場実習交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、ICT機器購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、交流学习交通費、オンライン学習通信費等

※ただし、学部、学科、支弁区分によっては対象外となる経費があります。

3 対象者の支弁区分とその決定方法

(1) 支弁区分の決定

就学奨励費は、家族の収入・構成人員・居住地に応じ三つの段階に区分され支給されます。この分類を支弁区分といい、個人番号・課税証明書等により学校で調査し、県教育委員会が審査のうえ決定しています。

(2) 支弁区分

支弁区分は次の3種類です（対象経費ごとに支給限度額があります）。

第Ⅰ段階／対象経費の全額が支給されます	世帯の所得額が生活保護基準の1.5倍未満
第Ⅱ段階／対象経費の半額が支給されます	// 1.5倍以上2.5倍未満
第Ⅲ段階／対象経費の一部が支給されます	// 2.5倍以上

※第Ⅱ、Ⅲ段階でも通学費・高等部教科書購入費は全額支給されます。

(3) 所得申告について

家族の中に、収入がある（学生アルバイトも含む）にもかかわらず所得未申告の方がいる場合や、収入がない方で税法上誰の扶養親族にもなっていない場合は、至急所得の申告をしてください。

所得の申告とは、市区町村役場の市民税課等に印鑑を持参して、昨年分の所得（または無所得）を申告することです（所得のない方は、課税証明書の前年分の所得欄に「0円」と表示されます）。この際、課税証明書を窓口で交付していただく必要はありません。

4 提出期限（4月15日）

今回の書類を期日までに提出していただきませんと、支弁区分の決定が遅れ、予定日に支給ができなくなる場合がありますので、提出期限は必ずお守りください。

5 支給方法

- ・指定の金融機関口座に振り込みます。
- ・原則年3回（8月下旬・12月下旬・3月下旬 予定）支給します。

6 支給対象経費について

(1) 学校給食費

限度額（1食当たり390円）の範囲内で支給

(2) 通学費

「様式6 通学状況調書」をもとに校長の認定した経路や距離で計算された、公共交通機関の定期券代・自家用車を利用した場合のガソリン代等
定期券代に関しては、定期券の券面の写しを提出して頂きます。

ア 児童生徒の通学費

児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

イ 付添人の通学費（以下①又は②に該当する方のみ対象）

- ① 小学部3年生までの児童等と、小学部4年生以上で肢体不自由又は重度・重複障害の児童生徒が通学する際、付添人にかかる交通費
- ② ①以外で校長が常時付添いを要すると判断した児童等の付添人にかかる交通費

(3) 職場実習交通費

職場実習に参加する場合の交通費

(4) 修学旅行費（限度額あり）

児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費・宿泊料・見学科・均一記念写真代等と、付添いが認められた場合の付添人経費

(5) 校外活動等参加費（限度額あり）

ア 校外活動費

児童生徒が校外活動（遠足等）に参加する場合の交通費・見学科

イ 宿泊生活訓練費

児童生徒が参加する宿泊生活訓練に直接必要な交通費・宿泊料・見学科

ウ 付添人の経費（該当する方のみ対象）

支給対象者は、(2)通学費 イ 付添人の通学費 ①及び②と同様。

(6) 学用品・通学用品購入費（限度額あり）

ア 学用品購入費

ノート・筆記用具・練習帳・辞典類・体育館用シューズ・給食用品・作業着等の購入代金

イ 通学用品購入費

通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等の購入代金

ご家庭で購入した用品に関しては、領収書・レシート等を提出して頂きます。

(7) ICT機器購入費（高等部のみ対象。限度額あり）

生徒が学用品として通常使用するICT機器購入費（当該ICT機器に要する修理費、アプリケーション等購入費を含む。付属品は本体にあわせて購入した場合のみ対象。通信費は対象外）

(8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（小1・中1・高1 限度額あり）

ランドセル・カバン・制服等、新たに入学するに当たっての学用品・通学用品の購入代金

(9) オンライン学習通信費

オンライン学習に必要な通信費（校長・教育委員会が正規教材と指定したもの又は正規授業教材と同等と認められるもの。モバイルルーター等通信機器購入・レンタル費を含む）

児童生徒が学校教育活動の一環として行う家庭学習等におけるオンライン通信費も対象